

地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた被相続人（祖父）及び申立人ら（祖母、息子夫婦及び孫）のうち被相続人及び申立人祖母の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、被相続人及び申立人祖母は申立人祖母の足が不自由（身体障害等級3級、要介護2）であったこと等から避難をすることができず、避難した息子夫婦及び孫と家族別離が生じた上、自らも身体障害等級3級であった被相続人が介護施設のサービスも利用することができない中、単身で申立人祖母の介護を担ったことや被相続人の障害等を考慮して、平成23年3月分は6割、同年4月分から同年9月分までは3割の増額が認められたほか、平成25年に実施した自宅敷地の表土除去及び立木伐採等の除染費用の一部の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人X1、同X4子及び同X5（以下「相続人ら」という。）は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡A（以下「被相続人」という。）が平成23年11月〇日に死亡し、相続人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
- 2 相続人らの知る限り、申立人X1、同X4及び同X5が、被相続人の全相続人であること。

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 除染費用

期間：平成25年2月7日、同年7月2日

2 精神的損害（増額分）但し、被相続人及び申立人X4分

期間：平成23年3月11日から同年9月30日まで

第3 和解金額

被申立人は、第2項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、合計金1,080,000円の支払義務があることを認める。

（内訳）

1 除染費用

金600,000円

2 精神的損害（増額分） 金480,000円

第4 支払方法

（省略）

第5 除染費用について

1 除染費用を裏付ける領収証原本の授受

（1）申立人らは、被申立人に対し、第2項1記載の除染費用に関する下記ア及びイの領収証原本（以下「本件領収証」という。）を交付し、被申立人はこれを受領した。

記

ア 作成者 B株式会社〇〇支店
作成日 2013年2月
金額 2,002,000円
イ 作成者 B株式会社〇〇支店
作成日 2013年7月
金額 2,158,000円

（2）被申立人は、本件領収証上に、被申立人が申立人らに対し本件領収証記載の金額の合計額のうち一部の支払をした旨及び支払金額を記載した後、申立人らに対し、本件領収証を返還する。

2 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人らは、被申立人に対し、第2項1記載の除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

3 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人らが第2項1記載の除染費用について被申立人から支払を受けた事実を証するために必要あるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人らの氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲で提供することができる。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第7 清算

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解

決センターに交付する。

令和2年2月12日

(仲介委員 牛久保 美香)